

しんきんホームバンキングサービス利用規定

〔しんきんANSER(通知・照会・情報案内)サービス
しんきんANSER(振込・振替)サービス〕

1. (ホームバンキングサービス)

- (1) しんきんホームバンキングサービス(以下「本サービス」といいます。)は、契約者本人(以下「依頼人」といいます。)の占有・管理する端末機による依頼にもとづき、次の取引を行う場合に利用できるものとします。
 - ①本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)より、指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)あてに振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引。
 - ②支払指定口座につき行う所定の照会および通知。
- (2) 入金指定口座への入金、次の各号の方法で取扱います。
 - ①支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ②入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座と異なる名義の場合は「振込」として取扱います。
- (3) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みにもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. (電子証明書の利用)

- (1) VA LUX 端末を利用する依頼人は、本サービスの利用に際して、(株)NTTデータが提供する VA LUX サービスにおいて発行される電子証明書(以下「証明書」といいます。)を当社が定める方法および操作方法にもとづき取得し、同端末に格納のうえ、使用してください。
- (2) 当金庫で受信した証明書情報が本条第1項の証明書と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、依頼人本人がその内容に同意し、取引行為に有効な意思表示があったものとして取扱います。
- (3) VA LUX 端末(証明書が格納されているもの。以下同じ。)は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (4) VA LUX 端末が紛失、盗難等により第三者に不正使用される可能性がある場合には、依頼人は直ちに当金庫に証明書の失効を届け出てください。
- (5) 証明書の取得および利用に関しては、別途(株)NTTデータまたは本社指定の者が定める料金を直接お支払いいただきます。

3. (振込または振替の受付等)

- (1) 振込または振替の依頼に利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ①プッシュホン式電話(以下「プッシュホン」といいます。)
 - ②ファクシミリ
 - ③ホームユース端末(VA LUX を含みます。)
 - ④ANSER-SPC 端末(VALUX を含みます。以下、「スーパーパソコン端末」といいます。)
- (2) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (3) 当金庫は前項の操作により、端末種別毎に次の要件が満たされているときは、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返信します。
 - ①プッシュホンおよびファクシミリの場合は、当金庫で受信した暗証番号ならびに支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号(以下「口座番号等」といいます。))が届出の暗証番号および支払指定口座番号と一致していること。
 - ②ホームユース端末およびスーパーパソコン端末など発信者番号通知機能を利用する端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した端末機の電話番号または端末IDが届出の端末機の電話番号または端末IDと一致していること。
 - ③VALUX 端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した証明書情報が、前条第1項の証明書と一致していること。
- (4) 依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、確認暗証番号(あらかじめ当金庫に登録いただいた預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。)、承認暗証番号(当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合ならびにプッシュホン、ファクシミリおよびホームユース(VA LUX)端末により取引を行う場合を除きます。以下同じ。))および意思確認コードを入力するうえ当金庫あて送信してください。
- (5) ご依頼の内容については、当金庫が受信した確認暗証番号および承認暗証番号と届出の確認暗証番号および承認暗証番号との一致を確認するとともに振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定します。
- (6) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を依頼人の端末機に送信しますので、ご確認ください。なお、この通知が届かない場合には、直ちに

当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (7) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第7条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続を行います。
 - (8) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定、当座勘定規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし当金庫所定の方法により取扱います。
 - (9) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定める時間内とします。
 - (10) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - ①振込または振替時に、振込金額と第7条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。
 - ②支払指定口座が解約済のとき。
 - ③依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
 - ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めるとき。
 - ⑤振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
 - (11) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。
- ### 4. (依頼内容の変更、組戻し)
- (1) 振込取引において、依頼内容(受取人の預金種目、口座番号および口座名義人に関する事項をいう。以下本項において同じ。)の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、依頼人が次の訂正の手続を実施していただくことにより、かかる変更を実施します。
 - ①当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ②当金庫は、訂正依頼書に従って訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (2) 振込取引において、依頼内容の確定後に、その依頼を取りやめる場合、または振込先の金融機関名、店舗名もしくは振込金額を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において依頼人が次の手続を実施していただくことにより、組戻しを実施します。
 - ①当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ②当金庫は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。
 - (3) 前2項の場合において振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
 - (4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのための生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- ### 5. (照会)
- (1) 照会に利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ①ダイヤルホン式電話(以下「ダイヤルホン」といいます。)
 - ②プッシュホン式電話(以下「プッシュホン」といいます。)
 - ③ファクシミリ
 - ④ホームユース端末(VALUX を含みます。)
 - ⑤スーパーパソコン端末(VALUX を含みます。)
 - (2) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
 - (3) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
 - (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

6. (通知)

- (1) 通知に利用できる端末機は次のとおりとします。
- ①ダイヤルホン
 - ②プッシュホン
 - ③ファクシミリ
- (2) 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。
- (3) 前項の操作により受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、支払指定口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。
- (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。
7. (手数料等)
- (1) 本サービス利用期間中は、当金庫所定の基本手数料を支払指定口座から、普通預金規定、当座勘定規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし当金庫所定の方法により毎月所定日に引落します。
- (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- (3) 振込取引の組戻し手続きを行った場合には、当金庫所定の組戻手数料をお支払いいただきます。
8. (取引内容の確認)
- (1) 本サービスにより取引を行った場合は、取引後すみやかに普通預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。
9. (暗証番号の管理)
- (1) 端末機、証明書情報および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (2) 端末機は常に依頼人本人の占有、管理下に置き、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 端末機、証明書情報、暗証番号、固定暗証番号、可変暗証番号、確認暗証番号および承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) 端末機、証明書情報、暗証番号(前項に定める各種暗証番号をいいます。以下同じ。)につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。
10. (免責事項)
- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責にやらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話、インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断、障害により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容を取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に3条第3項各号ならびに第5項の一致を確認して取扱いましたうへは、端末機、証明書情報および暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ただし、端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等により不正に行われた振込の損害である場合、個人の依頼人は第11条の定めに従い補てんを請求できるものとします。
- (4) 電話回線、インターネット等の通信経路等において盗取等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全管理措置を講じている限り、そのために生じた損害については、第11条に定める場合を除き、責任を負いません。
- (5) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
11. (暗証番号の盗取等による不正な振込等)
- (1) 端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の依頼人は当金庫に対して当該振込にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①依頼人が本サービスによる不正な振込の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
 - ②当金庫の調査に対し、依頼人から十分なお説明をいただいていること。
- ③依頼人が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを依頼人が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な振込にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。
- ただし、当該振込が行われたことについて、依頼人に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。
- (3) 前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日。)から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。
- ①不正な振込が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。
 - イ. 依頼人の配偶者、二親等内の家族、同居の家族、その他同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ロ. 依頼人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随して不正な振込が行われた場合。
12. (届出事項の変更)
- (1) 証明書情報、暗証番号、固定暗証番号、可変暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号、その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
13. (解約)
- この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、依頼人が本サービスにおける支払指定口座の口座解約を行った場合は、自動的に本サービスも解約されるものとします。なお、1年以上にわたり、この取扱いによる振込、振替、照会または通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがあります。
14. (届出印)
- (1) 本サービスにかかる届出事の変更、解約等には、あらかじめ届出の印章を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、第11条に定める場合を除き、責任を負いません。
15. (規定の適用)
- この規定に定めのない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定、各種カードローン規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。
16. (サービス内容、規定の変更等)
- (1) 本サービス内容あるいは本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲示、店頭表示、その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

令和2年4月1日現在